令和7年度（2025年度）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱

（目的）

第１　道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する市町村に対し、市町村が作成した市町村計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成27年7月10日付け高福第543号。以下「実施要綱」という。）により作成される地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画、介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画、介護予防拠点における防災意識啓発計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付事業者及び交付事業等）

第２　この交付金は、市町村を交付事業者とし、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。ただし、他の国庫負担（補助）制度により現に当該事業の経費の全部又は一部を負担若しくは補助されている場合を除く。

１　地域密着型サービス等整備等助成事業

実施要綱第２の２により市町村が作成する地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画（以下「地域密着型サービス施設等整備計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は民間事業者（以下「事業者」という。）が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

実施要綱第３の２により市町村が作成する介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画及び介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発計画（以下「介護施設等の施設開設準備計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

３　定期借地権設定のための一時金の支援事業

実施要綱第４の２により市町村が作成する定期借地権利用整備計画に基づき、事業者が実施する用地確保に係る事業に対し市町村が補助する事業。

４　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

実施要綱第５の２により市町村が作成するユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業

所整備計画に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

5　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

実施要綱第６の２により市町村が作成する簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画（以下「簡易陰圧装置の設置計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

6　介護職員の宿舎施設整備事業

実施要綱第７の２により市町村が作成する介護職員の宿舎施設整備計画に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

（交付対象経費）

第３　この交付金の対象経費は、別表１の各表の第３欄に掲げる経費とする。

（交付金交付額の算定方法）

第４　交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、複数年で整備する事業に係る交付金の交付額は、整備初年度における介護サービス提供基盤等整備事業に係る交付金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が認めた額とする。

1　地域密着型サービス等整備助成事業

地域密着型サービス等整備助成事業に係る交付額は、地域密着型サービス施設等整備計画等ごとに、次により算出する。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業に係る交付基準額は、地域密着型サービス施設等整備計画等に記載された施設等につき、別表１(1)の第２欄に定める額（1,000 円未満切捨）とする。

(2) 別表２の第１欄に定める各法律に基づく事業として同表第２欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に同表第３欄に定める率を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 事業を実施する市町村が、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(4) (1)から(3)により得た額と、別表１(1)の第３欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

2　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付額は、施設開設準備計画等ごとに、次により算出する。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付基準額は、施設開設準備計画等に記載された施設等につき、別表１(2)の第２欄に定める額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) (1)及び(2)により得た額と、別表 1(2)の第３欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

３　定期借地権設定のための一時金の支援事業

定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る交付額は、定期借地権利用整備計画ごとに、次により算出する。

(1) 定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る交付基準額は、定期借地権利用整備計画に記載された施設等につき、別表１(3)の第２欄に定める額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 第６の１に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(3)の第３欄のアに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 第６の２に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(3)の第３欄のイに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

４　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る交付額は、ユニット化整備計画等ごとに、次により算出する。

(1) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る交付基準額は、ユニット化整備計画等に記載された施設等につき、別表１(4)の第２欄に定める額とする。

(2) 別表２の第１欄に定める各法律に基づく事業として同表第２欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に同表第３欄に定める率を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 事業を実施する市町村が、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て）を加算することができるものとする。

(4) (1)から(3)により得た額と、別表１(4)の第３欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

５　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付額は、簡易陰圧装置の設置計画等ごとに、次により算出する。

(1) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付基準額は、簡易陰圧装置の設置計画等に記載された施設等につき、別表１(5)の第２欄に定める額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 第６の１に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(5)の第３欄のアに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 第６の２に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(5)の第３欄のイに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

６　介護職員の宿舎施設整備事業

介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付額は、介護職員の宿舎施設整備計画ごとに、次により算出する。

(1) 介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付基準額は、介護職員の宿舎施設整備計画に記載された施設等につき、介護職員１定員当たりの延べ床面積が 33 ㎡を下回る場合には、実際の当該建築面積の宿舎整備に要する額とし、介護職員１定員当たりの延べ床面積が 33 ㎡を上回る場合には、実際の当該建築面積のうち、基準面積 33 ㎡に宿舎定員数を乗じた面積の割合を乗じて得た額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 第６の１に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(6)の第３欄のアに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 第６の２に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(6)の第３欄のイに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

（交付金の交付申請）

第５　交付金の交付を受けようとする市町村は、規則第３条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第１号様式（平成 10 年北海道告示第 500 号による告示様式。以下保福様式について同じ。））に次の書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 経費の配分調書（保福第 1-18 号様式）

(2) 事業予算書（保福第 1-20 号様式）

(3) 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金申請額算出調書（保福第 277 号様式）

(4) 介護サービス提供基盤等整備事業計画書（保福第 279 号様式）

(5) 別に指示する様式

（交付の条件）

第６　この交付金の交付の決定に際しては、次の条件を付すものとする。

１　市町村が実施する介護サービス提供基盤等整備事業に対して交付金を交付する場合

(1) 交付事業を実施するために必要な調達を行う場合には、道の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(2) 規則、本交付要綱及び本交付金の決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

(3) 交付事業等の内容を変更（次のいずれかに該当する場合を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、介護サービス提供基盤等整備事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ア　当該変更に伴う交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の額の 10 分の１を超えないとき。

イ　交付金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(4) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(5) 交付事業が期限までに完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(7) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(8) (7)の命令に違反したときは、当該交付事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

(9) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(10) 交付事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

(11) 交付事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

(12) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付事業の成果が適合しないときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

(13) 交付事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、交付事業に係

る歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(14) 交付事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事又は総合振興局長若しくは振興局長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(15) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

(16) (15)に定める場合を除くほか、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。

(17) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(18) 交付事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(19) この交付事業の完了により相当の収益が生じたときは、交付金の全部又は一部を道に納付しなければならない。

(20) 次のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア　この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　交付事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

オ　アからエに掲げる場合のほか、交付事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(21) (20)の規定による処分に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加

算金を道に納付しなければならない。

(22) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(23) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(24) (6)の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

2　市町村が介護サービス提供基盤等整備事業を行う事業者に対して補助金を交付する場合

(1) 規則、本交付要綱及び本交付金の決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

(2) 交付事業の内容を変更（次のいずれかに該当する場合を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、介護サービス提供基盤等整備事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ア　当該変更に伴う交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の額の 10 分の 1 を超えないとき。

イ　交付金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(4) 交付事業が期限までに完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(6) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(7) (6)の命令に違反したときは、当該交付事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

(8) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(9) 交付事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

(10) 交付事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

(11) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により事業者のこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が明らかにならない場合又は０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を道に納付しなければならない。

(12) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付事業等の成果が適合しないときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

(13) 交付事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、交付事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から５年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(14) 市町村が補助事業者に対して、この交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア　補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ　補助事業の内容を変更（次のいずれかに該当する場合を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、介護サービス提供基盤等整備事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

(ｱ) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の 10 分の１を超えないとき。

(ｲ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

ウ　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

オ　補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに

市町村長に報告し、その指示を受けなければならない。

カ　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を市町村長に提出し、また、市町村の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

キ　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

ク　キの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

ケ　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

コ　補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を市町村長に提出しなければならない。

サ　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を市町村長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

シ　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

ス　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

セ　市町村長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ソ　セに定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を市町村に納付させることがある。

タ　この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

チ　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ツ　補助事業等を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

テ　事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が明らかにならない場合又は０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月 30 日までに市

町村長に報告しなければならない。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

ト　次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

(ｱ)　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(ｲ)　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(ｳ)　補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(ｴ)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

(ｵ)　(ｱ)から(ｴ)に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市町村長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

ナ　トの規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市町村に納付しなければならない。

二　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を市町村に納付しなければならない。

ヌ　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により市町村の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

ネ　カの遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は市町村の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(15) (14)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(16) (14)のセにより、補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。

(17) (14)のテにより、補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。

(18) 次のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア　この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　交付事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　アからウに掲げる場合のほか、交付事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(19) (18)の規定による処分に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(20) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(21) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(22) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（交付金の交付決定内容等の変更）

第７　この交付金の交付決定を受けた市町村は、交付事業等の内容の変更をしようとするときは、速やかに補助事業等変更承認申請書（保福第１の 21 号様式）に第５に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（交付事業等の中止又は廃止）

第８　この交付金の交付決定を受けた市町村は、交付事業等を中止し、又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第１の 23 号様式）に関係書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（交付金の実績報告）

第９　市町村は、交付事業等が完了した日から 30 日以内（交付事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から 30 日以内）又は翌年度の４月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第１の 28 号様式）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

（1）事業精算書（保福第 1-31 号様式）

（2）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金精算書（保福第 278 号様式）

（3）介護サービス提供基盤等整備事業実績書（保福第 279 号様式）

（4）別に指示する様式

（書類の提出部数）

第 10　規則及びこの要綱により知事へ提出する書類の部数は１部とする。

附則

この要綱は、令和７年　　月　　日から施行し、令和７年４月１日から適用する。